

第2号被保険者にかかる介護保険料について

第2号被保険者にかかる介護保険料については、各医療保険者が医療保険各法の規定により、医療保険の給付に充てられる保険料と一体的に徴収しており、徴収した介護保険料は納付金として社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）に納付している。

納付金は、市町村の介護保険財政のうち、第2号被保険者負担分（注）として支払基金から交付される介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金（平成18年度より）に充てられている。

（注）第2号被保険者負担分は、平成12～14年度は33％、平成15～17年度は32％、平成18～20年度は31％、平成21～23年度は30％、平成24～26年度は29％、平成27年度～29年度は28％、平成30年度～令和8年度は27％の負担となっている。

1. 介護給付費納付金収納額の推移

(単位: 億円)

医療保険別	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
協会けんぽ	3,927	4,340	3,960	4,398	5,246	5,954	6,029	6,074	5,920	6,218	6,949	7,403	7,629	8,243	8,967	8,971	9,503	9,858	10,130	10,671	10,303	10,291	10,494	10,793	10,835
船員保険	34	36	27	30	33	30	31	33	30	32	32	33	33	33	34	31	31	32	31	32	31	30	30	30	32
共済組合	1,004	1,119	1,085	1,266	1,496	1,682	1,697	1,676	1,590	1,631	1,776	1,903	1,956	2,014	2,133	2,098	2,161	2,451	2,559	2,898	3,333	3,473	3,486	3,543	3,610
健保組合	3,135	3,432	3,189	3,662	4,292	4,758	4,879	4,948	4,818	5,086	5,503	5,898	6,209	6,543	6,998	6,993	7,357	8,221	8,642	9,256	9,887	10,104	10,024	10,432	10,696
国民健保	4,388	4,962	4,880	5,705	6,876	7,756	7,828	7,490	6,755	6,550	6,957	7,604	8,112	8,491	8,460	7,606	7,167	7,114	6,529	6,429	6,539	6,710	6,740	6,606	6,406
合計	12,489	13,889	13,141	15,062	17,942	20,180	20,464	20,222	19,113	19,518	21,218	22,841	23,940	25,324	26,591	25,699	26,219	27,676	27,891	29,286	30,093	30,608	30,774	31,405	31,578

※上記数値は各制度別に各事業年度（5月～4月）に実際納付された額。

※上記数値は億円未満を四捨五入しているため、合計が一致しないことがある。

※出典：支払基金「介護保険特別会計附属明細書」より

※平成20年10月1日、全国健康保険協会（協会けんぽ）が設立。以前は、政府管掌健康保険。

2. 第2号被保険者数の推移

(単位: 万人)

医療保険別	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
協会けんぽ	1,329	1,307	1,288	1,271	1,269	1,284	1,286	1,306	1,334	1,338	1,354	1,367	1,380	1,404	1,441	1,485	1,538	1,624	1,666	1,703	1,716	1,731	1,724	1,713	1,732
船員保険	10	10	9	8	8	8	7	7	7	7	6	6	6	6	5	5	5	5	5	5	4	4	4	4	4
共済組合	350	353	353	353	353	355	355	350	350	356	360	356	352	350	347	344	340	337	333	330	334	334	367	401	399
健保組合	1,066	1,049	1,029	1,019	1,021	1,023	1,030	1,059	1,080	1,080	1,082	1,100	1,111	1,123	1,136	1,147	1,171	1,161	1,173	1,182	1,187	1,188	1,190	1,192	1,191
国民健保	1,553	1,564	1,586	1,610	1,621	1,606	1,560	1,511	1,470	1,452	1,461	1,470	1,426	1,365	1,292	1,223	1,146	1,069	1,016	974	949	927	902	875	852
合計	4,308	4,282	4,264	4,262	4,272	4,276	4,239	4,233	4,240	4,233	4,263	4,299	4,275	4,247	4,220	4,204	4,200	4,195	4,192	4,193	4,190	4,185	4,188	4,185	4,179

※上記数値は支払基金が納付金額を確定するために医療保険者から報告を受ける「第2号被保険者数等報告書」を集計したものであり、各年度内の月平均値である。

※上記数値は万人未満を四捨五入しているため、合計が一致しないことがある。

※平成20年10月1日、全国健康保険協会（協会けんぽ）が設立。以前は、政府管掌健康保険。

3. 第2号被保険者一人当たり負担見込額等の推移

		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (4～9月)	平成28年度 (10～3月)	平成29年度 (※)	平成30年度 (※)	令和元年度 (※)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
概算 納付金	年額	28,915円	32,425円	35,019円	36,513円	41,665円	45,054円	47,578円	49,476円	49,633円	50,246円	52,107円	54,191円	56,366円	59,588円	63,270円	62,120円	64,221円	64,161円	66,665円	67,909円	71,875円	75,720円	80,133円	81,948円	84,733円	87,607円	87,623円	89,791円
	月額	2,410円	2,702円	2,918円	3,043円	3,472円	3,755円	3,965円	4,123円	4,136円	4,187円	4,342円	4,516円	4,697円	4,966円	5,273円	5,177円	5,352円	5,347円	5,555円	5,659円	5,990円	6,310円	6,678円	6,829円	7,061円	7,301円	7,302円	7,483円
確定 納付金	年額	24,901円	31,764円	36,093円	38,356円	41,688円	43,417円	43,145円	45,323円	47,330円	49,119円	51,469円	53,555円	55,466円	58,452円	61,497円	60,966円	62,302円	62,277円	64,768円	64,232円	66,382円	68,031円	69,455円	69,904円	72,062円	74,535円	—	—
	月額	2,075円	2,647円	3,008円	3,196円	3,474円	3,618円	3,595円	3,777円	3,944円	4,093円	4,289円	4,463円	4,622円	4,871円	5,125円	5,081円	5,192円	5,190円	5,397円	5,253円	5,532円	5,669円	5,788円	5,825円	6,005円	6,211円	—	—

（※）被用者保険等保険者に係る平成28年10月から平成29年3月までの概算納付金は、年額65,180円、月額5,432円となる。

（※）被用者保険等保険者に係る平成29年度の概算納付金は、年額67,702円、月額5,642円となる。

（※）被用者保険等保険者に係る平成30年度の概算納付金は、年額68,676円、月額5,723円となる。

（※）被用者保険等保険者に係る令和元年度の概算納付金は、年額72,653円、月額6,054円となる。

（※）被用者保険等保険者に係る平成28年10月から平成29年3月までの確定納付金は、年額62,990円、月額5,249円となる。

（※）被用者保険等保険者に係る平成29年度の確定納付金は、年額65,489円、月額5,457円となる。

（※）被用者保険等保険者に係る平成30年度の確定納付金は、年額64,919円、月額5,410円となる。

（※）被用者保険等保険者に係る令和元年度の確定納付金は、年額67,091円、月額5,591円となる。

（注）年額については、厚生労働大臣が毎年官報掲載により公示している医療保険者が納付金の算定に用いるための第2号被保険者一人当たり負担見込額または負担額であり、月額は年額を12月で除して四捨五入したものである。